

社会資本整備重点計画法の審議経過について

- 2月 4日 閣議決定
- 2月28日 (衆) 本会議 趣旨説明・質疑
(衆) 国土交通委員会 提案理由説明
- 3月 7日 (衆) 国土交通委員会 質疑
- 3月11日 (衆) 国土交通委員会 参考人意見陳述
- 3月12日 (衆) 国土交通委員会 質疑
- 3月14日 (衆) 国土交通委員会 質疑
討論、採決 賛成多数 可決
- 3月18日 (衆) 本会議 賛成多数 可決
- 3月19日 (参) 本会議 趣旨説明・質疑
- 3月20日 (参) 国土交通委員会 提案理由説明
- 3月25日 (参) 国土交通委員会 質疑
- 3月27日 (参) 国土交通委員会 参考人意見陳述・質疑
討論、採決 賛成多数 可決
- 3月28日 (参) 本会議 賛成多数 可決・成立
- 3月31日 公布(官報掲載)

国会審議における主な質疑

1．長期計画を一本化することの意義は何か。

- ・従来の事業分野別の緊急措置法に基づく長期計画を見直し、横断的な重点目標を設定することで事業間連携の強化を図るとともに、計画の重点を事業量から成果、アウトカムに転換するものである。
- ・地域住民の理解の確保、コスト縮減、入札契約の改善といった事業横断的な公共事業改革の取組みを記載することなどにより、社会資本整備事業を実体的にも一本化、真に国民のための計画へと転換する。

2．国土交通省所管の長期計画だけを一本化する意義は何か。

- ・重点計画は広く国民生活・産業活動の基盤を形成する社会資本の整備について計画を統合するとともに、計画の重点を事業量から成果、アウトカムに転換するものである。
- ・土地改良や廃棄物処理施設整備などの事業については、農業や環境の分野の他の施設と一体的に実施するため、それぞれの法体系に計画を位置付けることとしているが、重点計画の作成や事業の実施に当たり、これらの事業との連携についても十分に確保する。

3．計画策定の重点を「事業量」から「成果（アウトカム目標）」にした意義は何か。

- ・従来は、事業量に関心が向きがちであったが、計画の重点を成果に転換することで、計画策定過程で、社会資本整備によって、どういう課題に対応すべきか、どういう成果を実現すべきか、といった事柄について、事業横断的に正面から論議することとなる。
- ・具体的には、
 - 下水道事業と河川整備の連携による都市雨水対策の推進
 - 鉄道、港湾、空港、道路等の各事業が連携した、主要な旅客施設とその周辺の主な道路等についての面的なバリアフリー化の推進などの、事業横断的な重点目標の選択が、各々の事業主体に共通に認識されることとなり、社会資本整備の重点化が確実に図られることとなると考えている。

4．重点計画の策定により、事業が重点的・効果的・効率的に推進され、事業間連携が図られる根拠は何か。

- ・今回、長期計画を一本化し、横断的な重点目標を設定

計画策定の重点を事業分野別の事業費から「達成される成果」に転換
コスト縮減、入札契約の改善など、事業横断的な公共事業改革の取組みを盛り込む

ことにより、社会資本整備が重点的・効果的・効率的に推進され、横断的取組みや事業間の連携が図られるものと考えている。

5 . 重点目標の達成に向けて必要となる事業費及びその財源についてどのように考えているのか。

- ・従前の長期計画が事業分野別に総事業費を計画内容とし、予算配分硬直化の原因となっているとの批判を踏まえ、総事業費は記載しないこととし、計画策定の重点を事業費から「達成される成果」に転換することとした。
- ・重点計画の目標は国、地方公共団体、民間主体の総合的な取組みにより達成されるものであること、事業実施に並行してコスト縮減の取組みを実施すること、等から計画達成のために必要な事業費は一義的には明らかにならないものと考えている。
- ・財源については、経済財政状況等を勘案して、各年度の予算等で措置されるものと考えている。

6 . 重点計画において国と地方の役割分担についてどのように考えているのか。

- ・社会資本整備における国の役割は、重点計画法に即せば、
 - 案の段階から国民、都道府県の意見を聴いて、全国的な計画としての重点計画を作成し、国、都道府県、国民が協力して達成すべき重点的な課題を明らかにすること。
 - 重点計画に定められた社会資本整備事業について、自ら実施し、又は地方公共団体への補助その他の支援措置を講ずることにより、重点計画で定めた目標の達成を図ること。などが主なものである。
- ・都道府県については、自ら事業主体となって、計画実施の一翼を担うほか、重点計画の案の作成に当たり、市町村の意見も集約しながら、積極的な提案をすることを通じて、国・地方間で重点目標が共有され、より効果的かつ効率的な事業実施の確保が図られるものと期待している。

7 . 重点計画の策定に当たり、どのように地方や国民の意見を反映し、調整するのか。

- ・重点計画の策定に際しては、P I方式を採用し、インターネット等を活用して素案を公表し、社会資本整備について積極的に国民の意見を反映してまいりたい。
- ・また、重点計画の素案について都道府県への意見聴取を行うこととしており、都

道府県より提出された意見等についても適切に反映してまいりたい。

- ・現在、地方ブロックにおいて、地方公共団体の長、地元経済界・市民などの代表と地方支分部局との間で、地域の将来像の共有に向けた意見交換、事業実施のための意思疎通を図るための戦略会議を定期的に行うための準備を進めているところであり、その場を活用して、地域の実情、地方の要望・ニーズの十分な把握に努め、地域の将来的な姿を共有しつつ、重点計画の策定・事業執行段階での連絡調整を図ってまいりたい。